

令和元年台風19号により被災された方の 各種証明書手数料の免除について

令和元年10月

令和元年台風19号により被災された皆様を支援するため、下記条件に該当する場合に、証明書の発行手数料を免除することができます。

1 手数料が免除となる証明書等の種類（担当課）

- (1) 住民票関係（市民課）
- (2) 印鑑登録証明書関係（市民課）
- (3) 戸籍関係（市民課）
- (4) 個人番号カード、個人番号通知カードの再発行（市民課）
- (5) 税務証明書関係（税務課）、納税証明書（収税課）

※証明書の詳細は下記連絡先にお問い合わせください。

2 免除となる場合

- (1) 被災により保険金を請求する場合
- (2) 被災により融資を受ける場合
- (3) 被災により国または地方公共団体の援助を受ける場合
- (4) 被災により印鑑登録の手帳や印鑑、個人番号カード、個人番号通知カードを紛失・流失し、再交付する場合 等

3 必要なもの

- (1) 「り災証明書」または「被災届出証明書」
- (2) 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証など）
- (3) 委任状（代理人が申請する場合）
- (4) 手数料免除申請書（裏面にあります）
- (5) 印鑑登録手帳（印鑑登録証明書交付申請の場合）

4 免除する期間

令和元年10月28日(月) から

5 注意事項

- (1) 「コンビニ証明書交付サービス」では手数料が免除できないため、市役所各窓口・各支所・各出張所にお越しくください。
- (2) 各窓口で、被災による証明書の申請である旨を、申請時に申し出てください。申し出が無く、有料で証明書を交付した後の交付手数料の返金はできません。
- (3) 郵送による申請も可能です。郵送の場合は必ずお問い合わせください。

問い合わせ先 市民課 市民戸籍係 62-3087
税務課 市民税係 62-3040
収税課 管理係 62-3043

